

## 2 所得税—その1

### 9-18 わが国の個人所得課税の時系列比較（平成12年7月税制調査会）

#### わが国の個人所得課税の時系列比較

給与収入	抜本改革等（※）前の税額 （62年9月改正前）		抜本改革等後の税額 （平成7年）		恒久的減税（平成11年）後の税額 （現行）		抜本改革等及び恒久的減税による軽減額	
	(1)	負担率	(2)	負担率	(3)	負担率	(1)-(3)	軽減割合
	円	%	円	%	円	%	円	%
300万円	78,125	2.6	0	0.0	0	0.0	78,125	100.0
500万円	394,050	7.9	169,000	3.4	115,375 133,750	2.3 2.7	278,675 260,300	70.7 66.1
700万円	890,200	12.7	457,000	6.5	318,550 369,700	4.6 5.3	571,650 520,500	64.2 58.5
1000万円	1,887,100	18.9	1,180,000	11.8	858,600 986,000	8.6 9.9	1,028,500 901,100	54.5 47.8
1500万円	4,182,250	27.9	3,036,000	20.2	2,358,100 2,654,800	15.7 17.7	1,824,150 1,527,450	43.6 36.5
2000万円	7,008,250	35.0	5,173,500	25.9	4,400,600 4,697,300	22.0 23.5	2,607,650 2,310,950	37.2 33.0
3000万円	13,504,150	45.0	10,111,500	33.7	8,897,900 9,242,900	29.7 30.8	4,606,250 4,261,250	34.1 31.6

(注) 1 夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養親族に該当）のサラリーマンの場合である。

2 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

3 (3)の上段は、社会保険料控除の近似式の係数改訂を行った後の計数である。

※ 抜本改革等とは、昭和62年9月、63年12月及び平成6年11月の税制改革等を言う。

#### (参考) 世帯構成別の給与収入階級別税負担額

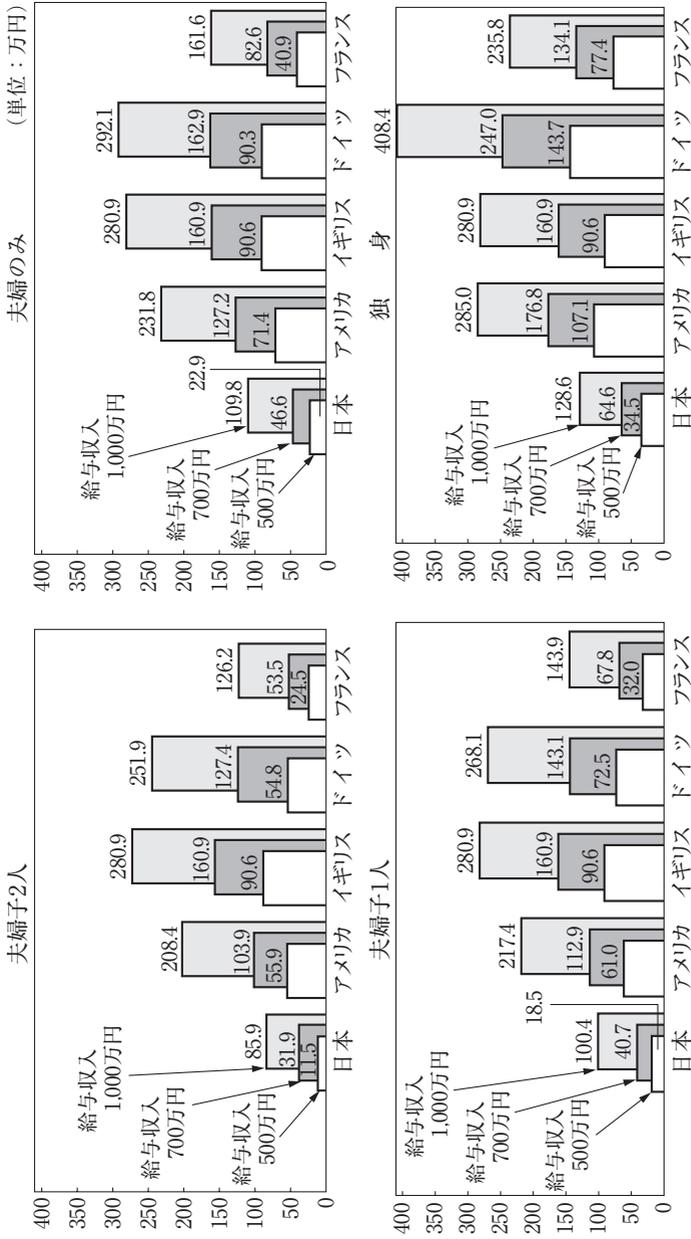
給与収入	独身	夫婦のみ	夫婦子1人	夫婦子2人
	円	円	円	円
300万円	154,025 ( 165,050)	65,175 ( 76,200)	20,750 ( 31,775)	0 ( 0)
500万円	344,950 ( 369,700)	229,325 ( 252,800)	184,900 ( 203,275)	115,375 ( 133,750)
700万円	646,200 ( 726,800)	465,650 ( 539,200)	407,200 ( 458,350)	318,550 ( 369,700)
1,000万円	1,285,800 ( 1,413,800)	1,098,200 ( 1,225,600)	1,004,400 ( 1,131,800)	858,600 ( 986,000)
1,500万円	2,919,400 ( 3,216,100)	2,762,500 ( 3,059,200)	2,605,600 ( 2,902,300)	2,358,100 ( 2,654,800)
2,000万円	4,961,900 ( 5,258,600)	4,805,000 ( 5,101,700)	4,648,100 ( 4,944,800)	4,400,600 ( 4,697,300)

(注) ( ) 書きは社会保険料控除の近似式の係数改訂前のものである。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

9-19 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較 (平成12年10月27日税制調査会)

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較



(注) 1 日本は夫婦2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2 アメリカは夫婦1人の場合、その子を、夫婦2人の子のうち1人を17歳未満としている。  
 3 日本は夫婦1人の場合、その子を、夫婦2人の子のうち1人を16歳未満としている。  
 4 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 5 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=106円、1ポンド=169円、1マルク=52円、1フラン=16円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年12月から平成12年5月までの実勢相場の平均値)。  
 6 日本は社会保障料控除の近似式の係数改訂後のものである。  
 (出所) 税制調査会関係資料集。

### 9-20 主要国における所得税（国税）の税率（最高税率～最低税率、段階）の推移 （平成12年4月14日税制調査会）

主要国における所得税（国税）の税率（最高税率～最低税率、段階）の推移

日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス
75 (19段階) 10	70 (15段階) 14	83 (11段階) 25	56 (—) 22	60 (12段階) 5
1984 70 (15段階) 10.5	1982 50 (14段階) 11	1979 60 (7段階) 25		1982 65 (13段階) 5
1987 60 (12段階) 10.5	1988 28 (2段階) 15	1988 40 (2段階) 25		1986 58 (12段階) 5
1989 50 (5段階) 10	1991 31 (3段階) 15	1993 40 (3段階) 25	1990 53 (—) 19	1987 56.8 (12段階) 5
	1993 39.6 (5段階) 15	1996 40 (3段階) 24 20	1996 53 (—) 25.9	1993 56.8 (6段階) 12
1999 37 (4段階) 10		1999 40 (3段階) 23 10	1999 53 (—) 23.9	1996 54 (6段階) 10.5
			2000 51 (—) 22.9	

(注) グラフの左の数字は適用年を示している。

(出所) 税制調査会関係資料集。

### 9-21 所得税の課税最低限の国際比較（平成12年7月税制調査会）

所得税の課税最低限の国際比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイ ツ	フ ラ ンス
夫婦子2人の給与所得者	384.2(368.4)万円	21,883 ドル 245.0 万円	6,305 ポンド 113.4 万円	64,153 マルク 384.9 万円	163,543 フラン 294.3 万円
夫婦子1人の給与所得者	283.3(269.8)万円	19,083 ドル 213.7 万円	6,305 ポンド 113.4 万円	52,003 マルク 312.0 万円	141,319 フラン 254.3 万円
夫婦のみの給与所得者	220.0(209.5)万円	12,950 ドル 145.0 万円	6,305 ポンド 113.4 万円	36,505 マルク 219.0 万円	119,112 フラン 214.4 万円
独身の給与所得者	114.4(110.7)万円	7,200 ドル 80.6 万円	4,335 ポンド 78.0 万円	19,495 マルク 116.9 万円	74,682 フラン 134.4 万円

(注) 1 日本の欄の( )内は社会保険料控除の近似式の係数改訂前のものである。

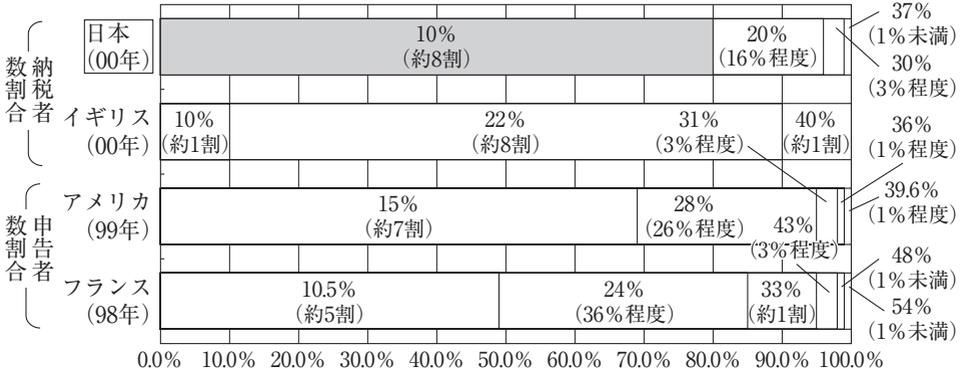
2 夫婦子2人の場合、日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、アメリカは16歳以下に該当するものとして計算している。

3 換算レートは1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

9-22 限界税率ブラケット別納税者（又は申告者）数割合の国際比較  
 (平成14年6月税制調査会)

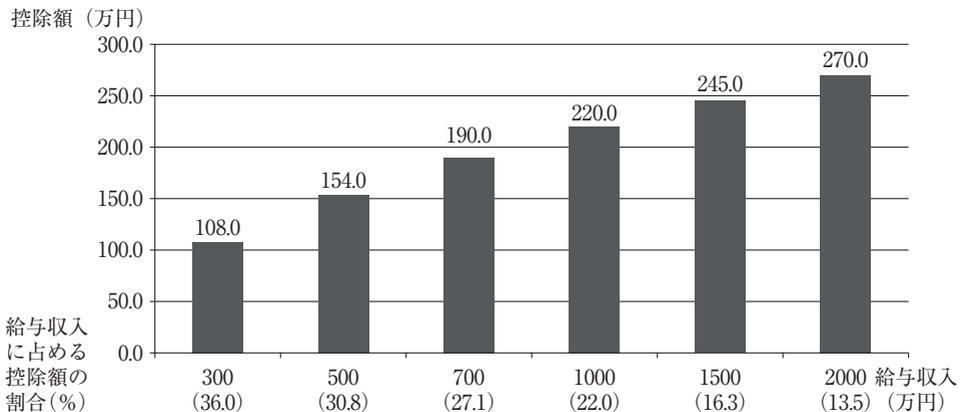
限界税率ブラケット別納税者（又は申告者）数割合の国際比較



- (注) 1 グラフの各欄の上段は限界税率、下段はそのブラケットに属する納税者（又は申告書）の全体に占める構成割合である。  
 2 日本のデータは「民間給与の実態（12年）より、1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して課税所得を推計した。  
 3 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。  
 4 ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。  
 5 アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。  
 (出所) 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成14年6月14日)。

9-23 給与収入に応じた給与所得控除額 (平成12年7月税制調査会)

給与収入に応じた給与所得控除額



(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

9-24 勤労者世帯（標準世帯）の年間収入階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調  
（平成10年）（平成12年7月税制調査会）

勤労者世帯（標準世帯）の年間収入階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成10年）

（この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていいると思われれる品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）  
・したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあるが、また、勤務に関連する部分もあるのではないかとはいわれない支出と見られるべきものもあることに留意する必要がある。）

	年間収入額		年間支出額							(B)	(A)
	千円	万円	衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計 (B)	(A)
I ( ~ 512)	4,313	20,303	20,303	9,947	11,861	1,212	43,720	191,533	8,521	287,097	6.7
II ( ~ 621)	5,413	22,866	22,866	14,386	20,962	2,007	52,603	270,287	13,163	396,274	7.3
III ( ~ 736)	6,448	27,224	27,224	16,424	21,520	2,567	65,613	325,155	14,910	473,413	7.3
IV ( ~ 890)	7,633	42,728	42,728	18,934	29,663	3,081	69,147	406,283	17,270	587,106	7.7
V (890 ~ )	9,910	61,735	61,735	27,464	35,012	2,499	90,557	522,677	23,865	763,809	7.7
平均	6,743	34,969	34,969	17,433	23,804	2,273	63,928	343,187	15,545	501,139	7.4
支出品目別内訳		背広、男子コート、男子ズボン、男子ワイシャツ、他の男子シャツ	男子靴下、男子靴、大人雨靴、傘、ネクタイ、他のバッグ	理髪料、洗理、濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明				

(備考) 1 この表は「家計調査」(総務庁統計局)の「4人世帯<有業者1人>年間収入5分位階級別1世帯当たりの支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。

2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題 一21世紀に向けた国民の参加と選択一」(平成12年7月14日)。

9-25 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要（未定稿）（平成12年10月27日税制調査会）  
 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
概算控除	給与所得控除（給与収入金額に応じ、控除率：40%～5%の5段階、最低65万円）が認められる。	概算控除 (夫婦共同申告の場合) 7,350ドル（82.3万円）	なし	被用者概算控除 2,000マルク（12万円）	必要経費概算控除（注） 社会保険料控除後の給与収入金額の10% 最低控除額 2,320フラン（42万円） 最高控除額 77,850フラン（140.1万円）
実額控除	通勤費等勤務に直接必要な特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、特定支出控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額（項目別）控除が認められる。実額控除は、給与所得者の必要な経費の他、以下のような経費についても認められる。 ・ 医療・歯科費用 ・ 寄付金	必要経費については、実額控除が認められる。実額控除は、以下の要件を満たすものに限り認められる。 ・ 適格旅費（注：通勤費は認められない） ・ 上記以外の職務遂行上必要不可欠な費用で、その全額が職務遂行を唯一の目的として支出されるもの	上記に代えて、必要経費については、一定の実額控除が認められる。 (注)	上記に代えて、必要経費については、実額控除が認められる。 (注) (注) なお、必要経費概算控除又は実額控除に加えて、当該控除後の所得に對して20%の給与所得控除が認められる（上限あり）。

(備考) 邦貨換算は次の率による。1ドル=112円、1マルク=60円、1フラン=18円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場）

平成11年6月～11月までの実勢相場の平均値)

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-26 主要国の課税単位と基礎的な人的控除 (未定稿) (平成12年4月14日税制調査会)

主要国の課税単位と基礎的な人的控除 (未定稿)

課税単位	日	本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
個人単位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択 ⇒ 個別課税又は合算課税(夫婦共同申告)の選択。合算課税の場合同一であるが、ブレイクアウトを2倍にした税率表が適用される。	個人単位 ⇒ 個人単位、夫婦単位の選択(二分二乗方式(合算分割課税)を選択したときは、夫婦の課税所得を合算し、その半額につき税率表を適用して算出した税額を2倍する。	個人単位、夫婦単位の選択(二分二乗方式(合算分割課税)を選択したときは、夫婦の課税所得を合算し、その半額につき税率表を適用して算出した税額を2倍する。	世帯単位(N分N乗) ⇒ N分N乗方式(家族合算分割課税)は、夫婦及び扶養子女の所得を合算し、それを家族除数(注)で除した金額につき税率表を適用して算出した税額に家族除数を乗する。	
基礎控除	人的控除 380,000円 《所得控除》	人的控除 2,800ドル (313,600円) 《所得控除》	人的控除 4,335ポンド (780,300円) 《所得控除》	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 13,067マルク (784,020円) ・ 合算分割課税 26,135マルク (1,568,100円)	なし 税率適用課税所得 26,100フラン (469,800円)	
基礎控除	人的控除 380,000円 《所得控除》 (注) 配偶者の所得金額が76万円未満(給与収入141万円未満)である場合には、配偶者特別控除として、その配偶者の所得金額に同じた一定額を所得控除することとができる。(最高380,000円)	人的控除 2,800ドル (313,600円) 《所得控除》 夫婦共同申告を選択した場合に、2,800ドルの2倍の人的控除が認められる(2,800ドルが配偶者控除相当額となる)。	夫婦者控除 197ポンド (35,460円) 《所得控除》 原則として、夫の税額から控除され、控除しきれない部分は妻の税額から控除される。 ただし、選択により、当該控除の全額又は半額を妻の税額から控除することとができ、その使用していない部分は夫に譲渡することとができる。	なし	なし (注) 家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦者1人 2.5 ・ 夫婦者2人 3 ・ 夫婦者3人 4 ・ 夫婦者4人 5 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。	

(注) 1 平成12年1月現在の各国の税法による。

2 ( ) 書きの計数は、邦貨換算したものである。

1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-27 主要国における扶養控除等 (未定稿) (平成12年4月14日税制調査会)  
 主要国における扶養控除等 (未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
扶養控除等	扶養控除 (所得控除) 〔扶養親族 特定扶養親族 (16歳以上29歳未満) 63万円〕	・ 人的控除 (被扶養者1人 につき2,800ドル [31.4 万円] の所得控除 ・ 子女控除 (17歳未満の 扶養子女1人につき500 ドル [5.6万円] の税 額控除)	—	・ 子女控除 (扶養子女1 人につき9,936マルク 〔59.6万円〕 の所得控 除)  有利な方を適用  ↓ ・ 児童手当	・ 世帯単位課税 (N分N乗) 〔家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦者1人 2.5 ・ 夫婦者2人 3 以下扶養子女1人増 すごとに1を加算する。〕
児童手当	・ 児童手当あり	—	・ 児童手当あり	・ 児童手当	・ 児童手当あり

(注) 1 換算レートは、1ドル=112円、1マルク=60円。  
 2 イギリスでは、児童税額控除 (Children's Tax Credit) を2001年度から導入する。  
 (出所) 税制調査会関係資料集。

## 9-28 個人所得課税

(平成12年7月税制調査会)

## 個人所得課税

## 1. 個人所得課税の特徴

- 個人所得課税は、経済全体に広く関わり大きな規模を持った所得を課税対象とし、また、累進性により所得の大きさに応じた税負担を求めることから、税体系の中でも基幹的な税目となっており、所得再分配機能においても中心的な役割を担っています。

## 2. 個人所得課税の現状

- わが国の個人所得課税の税負担水準は、累次の税制改革における負担軽減や景気対策としての減税を経て、低下しています。また、国際的にも主要国中、最低の水準にあり、特に中低所得者の負担が小さいものとなっています。さらに国民所得に対する負担率で見ても、主要国と比較して最も低い水準にあります。

## 3. 個人所得課税の課題

(個人所得課税の基幹税としての役割と負担のあり方)

- 経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは今後とも重要であり、個人所得課税は引き続き基幹税として税体系において中心的な役割を担うべきであると考えます。
- 負担水準の現状や、厳しい財政状況を勘案すれば、個人所得課税の減税は既に限界に達しており、少なくともこれ以上の減税は行うべきではないと考えられます。  
(課税ベースとしての所得のあり方)
- 何らかの所得を得ているのであれば、それに応じて公平に負担するという考え方からは、所得から適切な理由なく除かれたり、漏れたりするものがない

ように、課税ベースとしての「所得」をできる限り広く、包括的に捉えることが必要です。

- 現行の制度においては、各種の控除等によって課税ベースとしての所得から除かれているものが少なくありません。これらの仕組みにはそれぞれ設けられた趣旨がありますが、経済社会の構造変化の中で、改めて、これらの控除等のあり方について見直しの余地がないか検討を加える必要があります。  
(所得再分配機能のあり方)
- 近年の所得の分布状況を見ると、かつてのような明確な平準化の動きはみられません。むしろ、市場原理や自己責任を重視した経済活動の進展、国際化、情報化の下での個人や企業の経済活動の多様化により、所得格差の拡大の方向に働く可能性や、消費課税の割合が高まってきていることをも考慮すると、税制全体の所得再分配機能を維持していくことが必要であり、個人所得課税の果たす役割は引き続き重要と考えます。  
(制度の簡索性)
- 個人所得課税は広範な経済取引や多数の納税者に関わる税目であるだけに、納税者にわかりやすい簡素な税制が求められます。  
(個人住民税のあり方)
- 個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格や受益と負担の対応関係を明確に認識できるという性格を有しており、地方自治を支える税といえます。個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方について検討する必要がある

ます。

#### 4. 課税ベースとしての所得 (所得の捉え方)

○ 累進税率が適用されることとなる課税ベースとしての「所得」の範囲に、個人の税負担能力(担税力)を増加させる価値を得ているものがあれば、漏れなく、すべてを含め、「所得」をできる限り広く包括的に捉えるという考え方が基本です。

○ 非課税所得については、それぞれに制度創設の趣旨がありますが、所得を包括的に捉えるとの考え方を踏まえ、経済社会の構造変化の中で、その意義が薄れてきているとみられるものがある場合には、そのあり方について検討を加えることが必要です。

○ いわゆるプリンジベネフィットについては、個人の企業依存体質に変化が見られる中で、経済的利益の供与の仕方などの違いで税負担の公平を失することがないように、法人課税との関係にも留意しつつ、検討する必要があります。

(課税最低限)

○ 課税最低限は、一般的に適用される基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の基礎的な人的控除、社会保険料控除、給与所得控除の各控除額を積み上げた結果定まるものです。課税最低限は、納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準を示すものであり、個人所得課税の負担構造を示す重要な指標として使われています。

○ 個人所得課税は経済生活を通じて得る所得に応じて負担を求める税であり、社会の構成員である私たちにとって関わりの深い税です。このような個人所得課税の負担を累進性の下で広く分か

ち合うという観点からは、課税最低限があまり高いことは望ましくないものと考えます。

また、課税最低限は、個人所得課税の基本的な仕組み、負担水準全般に関わることから、税体系全体の中における個人所得課税の位置付けや役割なども踏まえて総合的な検討が必要であるとの意見がありました。

○ 課税最低限は各種の基礎的な控除の積み重ねであることから、そのあり方を考える際には、控除一つ一つのあり方を検討する必要があります。

(主要な控除)

○ 基礎控除、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除を基礎的な人的控除と呼び、これらは世帯構成などといった納税者の税負担能力を減殺させる基本的な事情を斟酌するため設けられています。

○ 基礎的な人的控除については、世帯構成の変化、女性の社会進出、高齢化の進展などの社会の変化を踏まえ、公平・中立の観点などから、簡素化、集約化の余地がないか検討を加えていく必要があります。

なお、これらの人的控除は個々の納税者の税負担能力に関する諸事情を斟酌するための基本的な仕組みとして納税者に定着していることに留意すべきであるとの意見がありました。

○ 配偶者に係る控除について、世帯構成などに応じた税負担能力の調整の観点からは、配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。配偶者に係る控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力の減殺を調整するといった所得控除の趣

旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、そのあり方について検討を加える必要があります。

なお、配偶者控除等は現実に多数の世帯に適用され、定着していることから、慎重な検討を要するのではないかとの意見もありました。

- 扶養控除については、各種の割増、加算によって、扶養親族の様々な特徴を考慮して、きめ細かな配慮を行うことが可能となっていますが、その反面、制度はかなり複雑なものとなっています。年金、医療、介護などの社会保障制度の整備状況などをも勘案すれば、税制として、扶養親族について細かな区分を設け、控除制度を細分化することが適当かどうか、基礎控除、配偶者控除等の他の人的控除とのバランス、扶養親族間におけるバランスなども踏まえながら、検討を加える必要があります。
- 扶養控除をめぐるっては、少子化対策の観点から、児童手当に代替させてはどうかという考え方があります。基礎的な人的控除のうち児童に係る扶養控除の部分のみを縮減する場合には、世帯構成に応じた税負担能力の調整機能を損なう、また、他の扶養親族に係る扶養控除や、基礎控除、配偶者控除等の他の基礎的な人的控除とのバランスを失するといった個人所得課税の基本に関わる問題点があります。
- 現行の給与所得控除の水準は、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては相当手厚いものとなっています。給与所得控除の性格については、従来、「勤務費用の概算控除」のほか、「他の所得との負担調整のための特別控除」の要素が含まれるものと整理してきました。この点については、給与

所得者が社会の典型的な就業形態となっていること、雇用形態の多様化などが進み、被用者としてのサラリーマン特有の事情にも変化が見られること、手厚い水準の給与所得控除は職業選択など就業に対する中立性を損なうおそれがあるとも考えられること、主要国の概算控除の水準はわが国に比較して低いことなどを踏まえると、給与所得者に対して「他の所得との負担調整」といった一定の配慮を加える必要性があるとしても、その必要性は薄れてきていると考えられます。したがって給与所得控除については、今後、勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で、そのあり方について検討を行っていく必要があると考えます。

- 仮に、選択肢として、現行の給与所得控除を勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で見直しを行うこととすれば、特定支出控除の選択的適用が増加し、給与所得者が確定申告を通じて自らの所得及び税額を確定させる途を広げることにつながります。
- ## 5. 税率構造
- 税率構造については、これまで累進緩和が行われてきており、現在では、国際的に見ても、所得税の最低税率は主要国の中で最も低く、所得税、住民税を合わせた最高税率も遜色ない水準となっています。
  - 税率構造のあり方については、機会の平等か結果の平等かというような国民の平等に関する意識の状況、勤労意欲や事業意欲への配慮、個人所得課税の課税ベースのあり方や財政状況など、様々な観点から検討する必要があります。税制全体の所得再分配機能を維持していくことが必要であり、少なくとも今以上の累進緩和は適当ではなく、現行の税率構造は基本的に維持すべき

であると考えます。

## 6. 所得控除

- 老年者控除等の特別な人的控除については、各々の制度の趣旨などを踏まえつつ、経済社会の構造変化や社会保障制度の整備状況に照らし、制度創設時に比べて状況に変化が見られるのではないかとの観点などから、検討を加えていく必要があります。
- 医療費控除等のその他の控除についても、経済社会の構造変化を考慮し、制度の趣旨を踏まえつつ、公平・中立・簡素の観点から、控除のあり方について検討を加えることが必要です。
- 新規控除や既存の控除の上乗せなど、様々な国民の生活態様の中から特定の条件や家計支出（所得の処分）を抜き出して斟酌する種々の措置を講じることについては、制度がいたずらに複雑になりかねず、また、そもそも稼得された「所得」に負担を求める個人所得課税の性格から、基本的に適当でないと考えられます。

## 7. 各種の所得

（退職所得）

- 勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映した現行の退職所得課税の仕組みについては、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要があると考えられます。  
（事業所得）
- 事業所得を稼得する納税者が、適正に申告・納税するためには、正確な記帳が必要です。適正な記帳を奨励するため、シャープ勧告を受けて、青色申告制度が設けられ、一般の記帳より水準の高い記帳を行う納税者に対して優遇措置が講じられています。青色申告が一層普及し、正確な記帳が行われる

ことは今後とも重要です。

- 事業所得と給与所得など各種の所得間の不均衡感の問題については、税務執行体制の充実を図りながら、納税環境の整備など、より一層の課税の公平の確保に努め、青色申告の一層の普及など、納税者の自覚と協力を得つつ、適正な申告水準の維持、向上を図ることが重要です。

## 8. 課税単位と課税方式等

（個人所得課税の課税単位）

- 個人が一定の所得を稼得する場合、所得が帰属する個人に税負担を求めるのが適当です。また、二分二乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化されるために、独身者世帯に比べて夫婦者世帯が、また共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。このようなことから、課税単位については引き続き個人単位とすることが適当と考えます。

（個人所得課税の課税方式）

- 個人所得課税に垂直的公平を確保する機能を期待し、累進的な税率構造を採用する以上、その課税ベースとなる所得はできる限り包括的に捉える必要があり、広く公平に税を負担する個人所得課税の理念として、総合累進課税が基本であると考えられます。
- 退職所得、山林所得のように所得の性質上、累進課税の適用に当たって配慮が必要なものもあります。また、納税者番号制度の整備など、所得捕捉の体制の整備が十分ではない現状においては、直ちにすべての所得について総合課税を行うことは実質的公平を損ないます。したがって、個人所得課税の基本的な枠組みとしては、総合課税を原則としつつも、所得の性質、把握体

制の整備状況などを踏まえ、所得の種類によっては分離課税を組み合わせることが適切と考えます。

## 9. 年金税制

- 公的年金に係る税制については、本人が拠出する保険料の全額に社会保険料控除が適用され、また、その受給する年金に公的年金等控除や高齢者控除等が適用され、その課税ベースからほとんどが除かれています。その結果、年金生活者の課税最低限は給与所得者の場合より高い水準になっており、また、税負担は主要国と比べても極めて低いものとなっています。高齢化の進展の下で年金受給者が増加し年金所得も増大していることや、高齢者の所得水準の上昇に伴い生活実態が多様化していることを勘案しながら、世代間の公平をはじめ、公平・中立・簡素の観点から、拠出、運用、給付を通じた負担の適正化に向けて検討を行っていく必要があります。
- 企業年金等に係る税制のあり方についても、少子・高齢化の進展、高齢者の生活実態を勘案して、貯蓄課税との均衡、世代間の公平などの観点を踏まえながら、拠出、運用、給付を通じた負担の適正化に向けて検討を行っていく必要があります。

## 10. 土地譲渡益課税

- 土地譲渡益に対する課税については、土地が公共性を有し、その価値が主として外部的要因により増加するものであることに鑑み、その譲渡益に対して、給与や事業等を通じて稼働される所得との間の税負担の公平の確保に配慮しつつ、適正な負担を求めることが必要です。
- 土地譲渡益課税に係る特別控除等については、これにより譲渡益のかかなりの部分が課税ベースから除かれている

ことから、土地の譲渡益の性格などを踏まえ、他の所得の税負担との公平に配慮しつつ、相応の税負担を求めるという観点、また、税制の簡素化の観点から検討を加える必要があります。

## 11. 金融税制

- 個人所得課税の理念として総合累進課税が基本であると考えますが、金融資産からの所得全般について総合課税を行うためには、各種の所得の性質の差異などに留意した上で、資料情報制度の充実、納税者番号制度の導入など、所得捕捉の体制の整備が不可欠であることから、現状においては、利子等について分離課税を維持することが現実的と考えられます。
- 金融商品は、国内外における資産の移動が容易で、転々流通に伴いその保有者、所得の帰属者が頻繁に代わり得ることから、取引把握や保有者の確認が難しいといった特徴、いわゆる「足の速さ」を有しています。金融取引の多様化、複雑化、さらに取引の国際化、電子化に伴い、このような金融商品の「足の速さ」が著しくなるものと考えられ、金融資産からの所得に対する適正な課税の確保を図っていくことがより一層重要となります。

## 12. 租税特別措置等

- 住宅ローン税額控除、生損保控除、非課税貯蓄等の租税特別措置等については、それらが特定の政策目的のための措置として、公平・中立・簡素の税制の基本原則の例外として設けられているものであることから、今後とも、その政策目的、効果などを十分吟味しつつ、公平・中立などの観点から絶えず見直して、整理・合理化を図っていくことが必要です。

## 13. 納税を支える制度

- 納税者の税制に対する信頼を確保す

るためには、納税者がどのような形で、どの程度、納税過程に関与するかという納税者の立場から見たタックス・コンプライアンスの観点、また、常に適正・公平な執行を確保していくという行政庁側の観点をとともども踏まえて、公正・簡素な納税過程を確立していく必要があります。

- 申告納税を行うには、納税者が所得額と税額を計算するために必要な記録を保存し、取引を記帳することが重要です。したがって一般的な記録保存制度と記帳制度が設けられています。また、一般の記帳より水準の高い記帳を促進する青色申告制度が設けられており、こうした制度を通じてなお一層の記帳、申告水準の向上が望まれます。
- 給与所得者については、年末調整により源泉徴収税額の過不足が精算されるので、一般には確定申告を要しないことになっています。給与の源泉徴収は、適正な課税を担保し、納付の便宜、平準化などに資するために必要な制度であり、主要国でも、年末調整の有無にかかわらず、適正で確実な課税を担保する観点から、源泉徴収が広く行われています。
- 年末調整と確定申告の関係については、年末調整は、納税者の手続を簡便化し、納税に係る社会的な費用をできる限り最小化する仕組みとして評価でき、これに代えて確定申告の途を広げていくとすれば、納税者の申告事務負担や税務行政の定員・経費の増加に留意しなければなりません。他方、サラリーマン自らが申告によって税額の精算、確定を行うことは、社会の構成員として社会共通の費用を分かち合っていく意識を高める観点から重要であると指摘されています。仮に、選択肢として、現行の給与所得控除を勤務費用

の概算控除としての性格をより重視する方向で見直すこととなれば、特定支出控除の選択的適用が増加し、確定申告により自ら税額の確定を行う途を広げることとなります。

- 金融取引をはじめとして取引形態が多様化、複雑化している中で、適正・公平な課税の確保、税制への信頼の維持、向上のためには、主要国の制度も参考としつつ、支払調書制度、官公署等の協力義務など、資料情報制度を充実させる観点からの検討が必要であると考えます。
- #### 14. 個人住民税関係
- 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。
  - 地方分権の推進や少子・高齢化の進展に伴う個人住民税の充実確保については、地方分権推進計画に基づき地方税財源の充実確保について検討を行う中で、負担分任の性格や福祉等の対人行政サービスなどの受益に対する負担として対応関係が明確に認識できるという性格、税収入面での普遍性、安定性などを踏まえつつ、検討する必要があります。
  - 所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。
  - 現在個人住民税が非課税となっている割引債の償還差益や所得税で確定申告不要制度が採られている一定の少額配当については、適正化を図る必要が

あります。

- 均等割については、地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分として位置付けられるものです。

均等割の税率については、均等割税収の個人住民税収全体に占める割合や均等割の1人当たりの国民所得などに対する負担水準が大きく低下してきていることから、その負担水準の見直し

を図る必要があると考えられます。

人口規模に応じて3段階に区分して設定されている市町村民税均等割の税率の格差縮小や、均等割の納税義務を負う夫と、生計を一にする妻に対する均等割の非課税措置のあり方の見直しが必要であると考えられます。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—〔要約〕」(平成12年7月14日)。

